

## 令和2年度計量法特定計量器の試買調査結果概要

令和4年3月  
経済産業省  
計量行政室

### 1. 調査の目的

計量法（平成4年法律第51号）では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造及び器差に係る基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めています。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印（検定証印）が表示されている必要がありますが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は経済産業大臣からの指定を受け、指定製造事業者になることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、製造した計量器に検定証印の代わりに基準適合証印<sup>1</sup>を表示することができます。

また、一般消費者の生活の用に供される体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク<sup>2</sup>を表示して販売しなければなりません。

今般、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器（国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品）について基準適合状況を確認するために、国内市場で流通している特定計量器を無作為に購入し、検査機関での検査を行っております。また、近年、インターネット等でひょう量3kgを超える非自動はかりを調理用はかりとして販売しているケースが増加しているため、ひょう量3kgを超える調理用はかりについても器差性能の調査を行います。

試買調査において不適合の疑いが確認された製品については、その内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して計量行政室から説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導をしております。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係る活動を促進するために行うものです。

## 2. 令和2年度の調査内容

### (1) 対象特定計量器

次の特定計量器及び家庭用特定計量器について小売店、インターネット、通信販売又は電話注文にて1型式につき3台を無作為に購入し、調査しました。また、ひょう量3kgを超える非自動はかりで、調理用はかりとして販売している型式を無作為に購入し調査しました。

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
騒音計	国内外指定製造事業者	2型式
家庭用特定計量器		
一般用体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	15型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	10型式
調理用はかり (ひょう量3kg超)	国内製造事業者又は輸入事業者	5型式

### (2) 調査項目

#### 【騒音計】

#### ① 性能基準

- ・技術基準である特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。）の検定の合否判定基準である検定公差への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差<sup>3</sup>等への適合状況。

#### ② 表示基準

- ・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況。
- ・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

#### 【一般用体重計・調理用はかり】

#### ① 性能基準

- ・技術基準である計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。）の器差への適合状況。
- ・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

#### ② 表示基準

- ・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。
- ・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示への適合状況。

#### 【調理用はかり（ひょう量3kg超）】

#### ① 性能基準

- ・器差の調査を行う。
- ・零復帰機能を有するはかりは、零復帰度の調査を行う。

### 3. 試買調査結果の概要

#### 【騒音計】

騒音計 2 型式において、すべての計量器が性能基準のうち検定の合否判定基準及び表示基準への適合が確認されました。

特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
		検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
騒音計	2 (6 台)	0 (0 台)	0 (0 台)	0 (0 台)

#### 【一般用体重計・調理用はかり】

一般用体重計は、15 型式中、性能基準は 6 型式、表示基準は 10 型式について、不適合の疑いが確認されました。

調理用はかりは、10 型式中、性能基準は 3 型式、表示基準は 6 型式について、不適合の疑いが確認されました。

家庭用特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いのある型式数	表示基準不適合の疑いのある型式数	性能及び表示基準ともに不適合の疑いのある型式数
一般用体重計	15 (45 台)	6 (11 台)	10 (30 台)	6 (11 台)
調理用はかり	10 (30 台)	3 (6 台)	6 (16 台)	2 (5 台)

#### 【調理用はかり（ひょう量 3 kg 超）】

調理用はかり（ひょう量 3 kg 超）は、5 型式の性能試験を行いました。丸正マークの対象ではないため、基準への適合状況の調査は行いませんでした。

（参考）詳細な調査結果は以下のリンク先で参照できます。

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/00\\_download/15\\_R2fy\\_ShibaiHoukoku.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/00_download/15_R2fy_ShibaiHoukoku.pdf)

#### 4. 過去の調査結果との比較

##### 【騒音計】

今回、新たに調査対象とし、2型式6台（1型式3台）の調査を行った。

(性能)

今回、検定公差等の性能試験において不適合となる製品は確認されなかった。また、新たに調査対象としたため、過去の調査結果との比較は行わなかった。

##### 【一般用体重計】

過去に調査していない事業者及び型式を優先して調査することにしており、今回の調査は、昨年度と同数の15型式を調査対象とした。

(性能)

過去2年間と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともにその割合は大幅に増加した。

調整不足や筐体の剛性不足が疑われる型式が確認された。

(表示)

前年と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに割合は僅かに減少したが、一昨年と比較すると多い。web販売の普及により計量法及び技術基準等の知見がないまま販売している事業者も未だに多いと推測できる。

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
H30	15 (45台)	4 (6台)	26.7% (13.3%)	5 (17台)	33.3% (37.8%)
R1	15 (45台)	2 (2台)	13.3% (4.4%)	11 (33台)	73.3% (73.3%)
R2	15 (45台)	6 (11台)	40.0% (24.4%)	10 (30台)	66.7% (66.7%)

##### 【調理用はかり】

過去に調査していない事業者及び型式を優先して調査することにしており、今回の調査は前年15型式から減らした10型式を調査対象とした。

(性能)

前年と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともにその割合は増加した。

その中には起動不良の器物があった。

(表示)

前年と比較して、不適合の疑いのある型式数及び台数ともに割合は僅かに減少したが、一昨年と比較すると多い。web 販売の普及により計量法及び技術基準等の知見がないまま販売している事業者も未だに多いと推測できる。

調査年度	型式数	性能基準不適合の疑い		表示基準不適合の疑い	
		型式数	割合	型式数	割合
H30	15 (45 台)	4 (9 台)	26.7% (20.0%)	7 (24 台)	46.7% (53.3%)
R1	15 (45 台)	2 (5 台)	13.3% (11.1%)	10 (30 台)	66.7% (66.7%)
R2	10 (30 台)	3 (6 台)	30.0% (20.0%)	6 (16 台)	60.0% (53.3%)

【調理用はかり（ひょう量 3 kg 超）】

今回、新たに調査対象とし、5 型式 15 台（1 型式 3 台）の調査を行った。

(性能)

新たに調査対象としたため、過去の調査結果との比較は行わなかった。

今回、規格適合性の評価は行わなかったが、調査した全型式で調理用はかりの器差要件を超える器物が確認された。

## 5. 不適合の疑いが確認された事業者に対する対応

今回の試買調査で不適合の疑いが確認された計量器については、製造事業者、輸入事業者等に対して計量行政室からその内容を説明し、是正のための改善指導等を行っております。指導を行った事業者からは、不適合が疑われた原因の調査、その調査結果に基づく検査方法、検査体制等の是正・改善措置の実施状況の報告を受けております。また、今後、製造又は輸入を行うことを予定している場合には、事業者が提出した是正・改善措置にのっとり、同様の措置を講じた上で、製造又は輸入を実施するよう指導をしております。

今後も引き続き、同様の試買調査を継続し、必要な場合には適正計量の実施の確保に向けた計量法に基づく指導監督を実施する予定です。

---

### 1 基準適合証印



### 2 家庭用特定計量器基準適合表示 (いわゆる丸正マーク)



### 3 使用公差：計量器の使用中に許容される器差の許容差。